

シティトラストケアスクール介護員養成研修
学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名称 株式会社シティトラスト

所在地 明石市本町 1-1-24 大日明石本町ビル 2F

(目的)

第2条 介護に携わる者が業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための基礎的な養成研修を行うことを目的とする。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。
介護職員初任者研修課程（通信）

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称を次の通りとする。

シティトラストケアスクール介護員養成研修（通信）

(受講対象者)

第5条 ①介護職員として従事することを希望する者。

②株式会社シティトラストに就業を予定する者または就業者。

③家族介護のため研修を必要とする者。

④16歳以上の義務教育修了者、もしくは日本語の読み書きがそれに準ずる能力を有する者で演習を含む全ての課程を自分ひとりの力で受講、遂行することが可能な者。

⑤心身ともに健康で実技演習に耐えうる体力のある者。

⑥事業者が適当と認める者。

①～③いずれか かつ ④、⑤のいずれも該当する者。

⑥に該当する者

(研修期間)

第6条 受講期間は、通信・通学合わせて130時間及び評価試験1時間
合計131時間

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は下記のとおりとする。

介護福祉業務等未就労者 受講料等 16,000円(テキスト代金 5,500円保険料 500円含む)
税込

介護福祉業務等就労者 受講料等 35,000円(テキスト代金 5,500円保険料 500円含む)
税込

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規(介護職員初任者研修課程テキスト)

(研修カリキュラム)

第9条 研修するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、次のとおりとする。

講義、演習：明石市本町 1-1-24 大日明石本町ビル 2F

神戸市東灘区御影本町 6-12-16 B1

及び事業者が指定する会場とする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は、別添「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習については行わない。

(募集手続)

第13条 受講申込手続は次のとおりとする。

(1) 当社指定の申込用紙またはWebの申込フォームに必要事項を記入・入力し、郵便・Web手続により申し込む。

但し、定員に達した場合は受付終了とする。

(2) 受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

2 受講申込手続完了後の解約については、標準受講期間内において解約申出を受け、

受講開始日からの期間により解約金を定め、差額については、受講者へ返金を行う。

(科目の免除)

第14条 科目の免除については認めない

(研修修了の認定)

第15条 ① 全面接授業を出席すること。

② 修了試験(100点満点を基準にする)がC評価以上であること。

(評価基準は、理解度の高い順にA=90点以上、B=80~89点、
C=70~79点、D=69点以下に区分する。)

③ 受講料等が完納されている者。

④ ~③のすべてを満たす者を修了者と認める。

(研修欠席者の扱い)

第16条 各教科の開始時前に出欠確認を行う。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修前に電話等により届け出ることとする。

(補講の取り扱い) -

第17条 やむを得ない事情で研修を欠席した場合は、講義・演習の合計時間数の1割以内を目途として、補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大により受講が困難となった場合は1割以上の補講を認め、科目ごとの評価課題により当該科目の出席とみなす。

(受講の取消し)

第18条 次の各号の一に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

(1) 遅刻を繰り返す者。

(2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者。

(3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者。

(4) 自力で演習内容を行うことができない者。

(5) その他、事業者が不適当とみなした者。

(証明書の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者は、修了証明書を交付する。

(修了者管理の方法)

第20条 (1) 修了者を修了者名簿に記載し、兵庫県で指定された様式に基づき
兵庫県東播磨県民局長に報告する。

(2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者からの申し出により有料にて再発行をおこなうことができる。

(公表する情報の項目)

第21条 研修機関が公表すべき情報については別紙「研修機関が公表すべき情報の内訳」をホームページ上で公表する (<http://www.cityjob.jp/>)。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施にあたり、以下のとおり必要な措置を講じるものとする。

研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：メディカル事業部 078-914-6155

(個人情報管理)

第23条

(1) 事業実施により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(2) 受講者が実習で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、事業者がこれを定める。

(附則)

この学則は令和4年9月1日をもって施行する。